

県立学校における
政治的教養の教育に関する指針

平成 28 年 1 月

(令和 4 年 3 月一部改訂)

大分県教育委員会

目次

I	本指針の基本的な考え方	・・・ 1
II	高等学校等における政治的教養の教育	・・・ 1
1	政治的教養の教育の取組方針	・・・ 1
(1)	政治的教養の教育の充実	・・・ 1
(2)	学校の政治的中立性の確保	・・・ 2
2	政治的教養の教育を通して生徒に育成したい力	・・・ 3
3	高等学校等における具体的な指導内容と学習指導上の留意点	・・・ 6
(1)	学習指導要領に基づく公民科の指導内容	・・・ 6
(2)	副教材「私たちが拓く日本の未来」等を活用した学習内容	・・・ 6
(3)	特別支援学校における学習指導上の留意点	・・・ 7
(4)	その他	・・・ 7
III	高等学校等の生徒の政治的活動等	・・・ 8
1	生徒の政治的活動等についての留意点	・・・ 8
IV	インターネットを利用した政治的活動等について	・・・ 9
V	家庭や地域の関係団体等との連携・協力について	・・・ 9
VI	参考資料	・・・ 10
	〈Q&A集〉	
	・ 学校における指導に関するQ&A	・・・ 10
	・ 投票と選挙運動等に関するQ&A	・・・ 15
	〈関連通知集〉	・・・ 22
	〈教育関係法令集〉	・・・ 35
	〈関係機関等の連絡先〉	・・・ 40

I 本指針の基本的な考え方

平成27年6月17日に公職選挙法等の一部を改正する法律が成立し、6月19日に公布された。今回の法改正によって、高等学校及び特別支援学校高等部（以下、「高等学校等」という。）に在学する生徒が、在学中に満18歳を迎え選挙権を得ることになる。

このような中、文部科学省は、高等学校等の生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来」を作成・配布するとともに、昭和44年の通知を見直し、「高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等について」の通知を行った。これらを踏まえ、主権者教育、特に政治的教養の教育の充実を図ることが求められている。

政治的教養の教育においては、政治の仕組みや原理について理解させることはもちろんのこと、政治が対象とする社会、経済、国際関係など様々な分野において日本の現状はどうなっているのか、また課題は何かといったことについて理解させることが必要である。

また、政治とは自分で判断することが基本であることから、課題を多面的・多角的に考え、自分なりの考えをまとめる力を育成することが必要である。

さらには、各人の考えを調整し、合意形成していく力も政治には重要であり、とりわけ、根拠をもって自分の考えを主張し他者を説得する力を身に付けさせることが求められる。

本指針は、生徒にこのような力を身に付けさせるために、①現実の具体的政治事象を取り扱うことによる政治的教養の育成、②違法な選挙運動等を行うことがないような選挙制度の理解を図ることを目指し策定した。

各県立高等学校、特別支援学校高等部においては、本指針に従い、政治的教養の教育を推進することとする。また、県立中学校においても、本指針を参考に、生徒の発達の段階を踏まえ、公民として必要とされる基本的な資質を養う教育の充実を図ることとする。

II 高等学校等における政治的教養の教育

1 政治的教養の教育の取組方針

政治的教養の教育においては、政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要である。

その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう、公職選挙法に関する正しい知識の指導も重要である。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限があることに留意する必要がある。

(1) 政治的教養の教育の充実

教育基本法第14条第1項の「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」の趣旨を踏まえて、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目的として、以下の点に留意して政治的教養の教育をより一層充実させることとする。

なお、文部科学省と総務省から配布された副教材「私たちが拓く日本の未来」を有効に活用するとともに、必要に応じて選挙管理委員会等との連携・協力を行う。

- ① 学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、

- 計画的な指導計画を立てて実施すること。
- ② 教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な探究の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を行うこと。
 - ③ 議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。
 - ④ 学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。
 - ⑤ 学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。
 - ⑥ 政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。
 - ⑦ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示すること。
 - ⑧ 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

(2) 学校の政治的中立性の確保

教育基本法第14条第2項では、学校が「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」を行うことを禁止していることから、以下の事項に留意すること。

- ① 教員は、言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場で指導すること。
- ② 教員は、個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。
- ③ 教員は、上記(1)⑦に関連して、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げることをしないようにすること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」(本指針p.33参照)にも留意すること。
- ④ 教員は、上記(1)⑧に関連して、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。
- ⑤ 教員は、その地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わず、その地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

2 政治的教養の教育を通して生徒に育成したい力

小・中・高等学校・特別支援学校においては、学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階に応じて、憲法の基本的原則や選挙、政治参加に関する教育が行われている。

加えて、今後は、全ての教科等で生徒が有権者としての判断を適切に行うことができるように、社会科、公民科はもとより、各教科、総合的な探究(学習)の時間などにおいて、話し合いや討論等を通じて生徒が自らの考えをまとめていくような学習を進めることが求められる。また、現実の具体的な政治的事象を取り上げるとともに、模擬選挙や模擬議会など具体的・実践的な活動を学校現場に取り入れることが求められる。

このため、①正解が一つに定まらない問いに取り組む学び、②学習したことを活用して解決策を考える学び、③他者との対話や議論により、考えを深めていく学びに取り組むことによって、公民として必要とされている、次の4つの力を生徒に身に付けさせることが期待される。

○ 論理的思考力（とりわけ根拠をもって主張し他者を説得する力）

自分の意見を述べる際には根拠をもって説明することが重要であることを理解するとともに、異なる立場の意見がどのような根拠に基づいて主張されているかを検討し、議論を交わす力。

○ 現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力

現実の社会においては様々な立場やいろいろな考え方があることについて理解し、それらの争点を知った上で現実社会の諸課題について公正に判断する力。

○ 現実社会の諸課題を見出し、協働的に追究し解決（合意形成・意思決定）する力

お互いに自分の考えや意見を出し合い、他者の考えや価値観を受け入れたり意見を交換したりしながら、問題の解決に協働して取り組む力。

○ 公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度

大きな社会変化を迎える中で、日本人としての自覚をもって国際社会で主体的に生きること、持続可能な社会の実現を目指すなど、公共的な事柄に自ら参画していこうとする力。

※学習指導要領における政治や選挙に関する主な記述

○小学校学習指導要領（平成29年3月告示）

社会〔第6学年〕2 内容

(1) 我が国の政治の働きについて、学習の問題を追究・解決する活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(ア) 日本国憲法は国家の理想、天皇の地位、国民としての権利及び義務など国家や国民生活の基本を定めていることや、現在の我が国の民主政治は日本国憲法の基本的な考え方に基づいていることを理解するとともに、立法、行政、司法の三権がそれぞれの役割を果たしていることを理解すること。

(イ) 国や地方公共団体の政治は、国民主権の考え方の下、国民生活の安定と向上を図る大切な働きをしていることを理解すること。

(ウ) 見学・調査したり各種の資料で調べたりして、まとめること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 日本国憲法の基本的な考え方に着目して、我が国の民主政治を捉え、日本国憲法が国民生活に果たす役割や、国会、内閣、裁判所と国民との関わりを考え、表現すること。

(イ) 政策の内容や計画から実施までの過程、法令や予算との関わりなどに着目して、国や地方公共団体の政治の取組を捉え、国民生活における政治の働きを考え、表現すること。

○中学校学習指導要領（平成29年3月告示）

社会〔公的分野〕2 内容 C 私たちと政治

(1) 人間の尊重と日本国憲法の基本的原則

対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 人間の尊重についての考え方を、基本的人権を中心に深め、法の意義を理解すること。

(イ) 民主的な社会生活を営むためには、法に基づく政治が大切であることを理解すること。

(ウ) 日本国憲法が基本的人権の尊重、国民主権及び平和主義を基本的原則としていることについて理解すること。

(エ) 日本国及び日本国民統合の象徴としての天皇の地位と天皇の国事に関する行為について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 我が国の政治が日本国憲法に基づいて行われていることの意義について多面的・多角的に考察し、表現すること。

(2) 民主政治と政治参加

対立と合意、効率と公正、個人の尊重と法の支配、民主主義などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 国会を中心とする我が国の民主政治の仕組みのあらましや政党の役割を理解すること。

(イ) 議会制民主主義の意義、多数決の原理とその運用の在り方について理解すること。

(ウ) 国民の権利を守り、社会の秩序を維持するために、法に基づく公正な裁判の保障があることについて理解すること。

(エ) 地方自治の基本的な考え方について理解すること。その際、地方公共団体の政治の仕組み、住民の権利や義務について理解すること。

イ 地方自治や我が国の民主政治の発展に寄与しようとする自覚や住民としての自治意識の基礎を育成することに向けて、次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 民主政治の推進と、公正な世論の形成や選挙など国民の政治参加との関連について多面的・多角的に考察、構想し、表現すること。

○高等学校学習指導要領（平成30年3月告示）

公民〔公共〕2 内容

A 公共の扉

(3) 公共的な空間における基本的原理

自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

(ア) 各人の意見や利害を公平・公正に調整することなどを通して、人間の尊厳と平等、協働の利益と社会の安定性の確保を共に図ることが、公共的な空間を作る上で必要であることについて理解すること。

(イ) 人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、公共的な空間における基本的原理について理解すること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) 公共的な空間における基本的原理について、思考実験など概念的な枠組みを用いて考察する活動を通して、個人と社会との関わりにおいて多面的・多角的に考察し、表現すること。

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

(イ) 政治参加と公正な世論の形成、地方自治、国家主権、領土（領海、領空を含む。）、我が国の安全保障と防衛、国際貢献を含む国際社会における我が国の役割などに関わる現実社会の事柄や課題を基に、よりよい社会は、憲法の下、個人が議論に参加し、意見や利害の対立状況を調整して合意を形成することなどを通して築かれるものであることについて理解すること。

(エ) 現実社会の諸課題に関わる諸資料から、自立した主体として活動するために必要な情報を適切かつ効果的に収集し、読み取り、まとめる技能を身に付けること。

イ 次のような思考力、判断力、表現力等を身に付けること。

(ア) アの（ア）から（ウ）までの事項について、法、政治及び経済などの側面を関連させ、自立した主体として解決が求められる具体的な主題を設定し、合意形成や社会参画を視野に入れながら、その主題の解決に向けて事実を基に協働して考察したり構想したりしたことを、論拠をもって表現すること。

◇特別支援学校における指導

- ① 小学校、中学校、高等学校に準ずる教育を行う場合は、小学校、中学校、高等学校の学習指導要領に準ずる内容を扱う。
- ② 知的障がい者である児童生徒に対する教育を行う場合、自分の考えを伝えたり、他者の意見を理解して行動したりする力や選挙の意味を理解し、市町村や国の選挙に際して選挙権を行使しようとする意欲や態度を育成することが必要である。

※特別支援学校（知的障がい）の学習指導要領における政治や選挙に関する主な記述

○特別支援学校（知的障害）高等部学習指導要領（平成31年2月告示）

社会 2 内容

○1段階

イ 公共施設の役割と制度

(イ) 制度に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ・我が国の政治の基本的な仕組みや働きについて理解すること。
- ・国や地方公共団体の政治の取組について調べ、国民生活における政治の働きを考え、表現すること。

○2段階

イ 公共施設の役割と制度

(イ) 制度に関わる学習活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

- ・生活に関係の深い制度について理解すること。
- ・生活に関係の深い制度について調べ、その活用を考え、表現すること。

3 高等学校等における具体的な指導内容と学習指導上の留意点

(1) 学習指導要領に基づく公民科「公共」の指導内容

学習指導要領の項目	教科書項目の例	副教材における関連箇所
A 公共の扉 (3) 公共的な空間における基本的原理	<ul style="list-style-type: none"> ・人間の尊厳と平等 ・個人の尊重 ・民主主義 ・法の支配 ・日本国憲法の基本原理 ・自由・権利と責任・義務 	解説編 第1章「有権者になるということ」 第2章「選挙の実際」 第3章「政治の仕組み」 第4章「年代別投票率と政策」 第5章「憲法改正国民投票」 実践編 第2章「話し合い、討論の手法」 第3章「模擬選挙」 第4章「模擬請願」 第5章「模擬議会」
B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙の意義と課題 ・政治参加と世論形成 ・国会と立法 ・内閣と行政の民主化 ・地方自治と住民の福祉 	参考編 第1章「投票と選挙運動等についてのQ&A」

(2) 副教材「私たちが拓く日本の未来」等を活用した学習内容

以下の内容については、高等学校等在学中に①から④の指導を計画的に行う。

優先順位	学習指導内容	副教材該当箇所	指導可能な時間	備考
①	公職選挙法や選挙の具体的な仕組みに関する指導	p. 8～p. 19	公民科、特別活動、総合的な探究の時間	必ず実施すること
②	話し合いや討論に関する指導	p. 32～p. 49	各教科、特別活動、総合的な探究の時間	優先的に行うこと
③	政治や選挙に関する制度やその意義の理解を深める指導	p. 20～p. 29	公民科、特別活動、総合的な探究の時間	
④	模擬選挙、模擬請願、模擬議会といった実践的な活動を通じた指導	p. 50～p. 89 p. 90～p. 100	公民科、特別活動、総合的な探究の時間	

※特別支援学校高等部における活用

○障がい者が円滑に投票できるために講じられている制度の理解

副教材該当箇所 p. 14～p. 15

取り扱うべき時間 各教科、特別活動、総合的な探究の時間、等

(3) 特別支援学校における学習指導上の留意点

- ① 知的障がい者である生徒に対する教育を行う特別支援学校においては、障がいの状態を踏まえ、実態に即した指導内容を具体的に設定すること。
- ② 知的障がいのある生徒への指導を行う場合、卒業後の生活を見据えながら、社会の習慣、生活に関係の深い選挙の仕組み等について体験に結び付けた具体的な学習活動を中心に据えながら、学習で得た知識を实践できる指導となるよう教材の工夫をすること。
(副教材：「活用のための指導資料」COLUMN 特別支援学校（知的障害）における取組 p. 54～p. 55 参照)

(4) その他

- ① 研究授業や公開授業等に関しては、校長を中心として、身に付けさせたい力や指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導ができるように、学習指導案や教材等について、精査すること。
- ② 選挙管理委員会等と連携・協力する際には、以下の点に留意すること。
 - ア 学習活動の目標を明確にし、生徒に身に付けさせたい力の共有を図ること。
 - イ 指導の流れや振り返りのさせ方等、連携・協力の具体的内容の共通理解を図ること。

Ⅲ 高等学校等の生徒の政治的活動等

1 生徒の政治的活動等についての留意点

平成27年6月19日の公職選挙法等の改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められる。しかし、他方で、①学校は教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性の確保が求められていること、②高等学校等は、学校教育法第50条、51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権限を有すると規定されていることから、高等学校等の生徒による政治的活動は無制限に認められるものではない。これらを踏まえ、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意すること。

【本指針における「選挙運動」と「政治的活動」の用語の定義について】

- ・「**選挙運動**」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。
- ・「**政治的活動**」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

- (1) 校長は、教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性を確保するために、認めないこと。また、放課後や休日等であっても、学校施設の管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から構内における選挙運動や政治的活動等は認めないこと。
- (2) 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。
- ① 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し行うものであること。
その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携すること。
 - ② 校長は、違法、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いと認められる場合には、制限又は禁止すること。

- ※「**違法なもの**」とは公職選挙法や個人情報保護法等に反するもの
公職選挙法違反の代表例はⅢの(2)〈違法となる選挙運動例〉及びⅣの〈違法となるインターネットを利用した選挙運動例〉のほか、集会やデモ等の参加の場合は、公安条例や道路使用許可申請の有無、地権者への許可の有無等も考えられる。
- ※「**暴力的なもの**」とは刑法や公職選挙法等に反するもの
候補者等への投石や暴行、威力又は拐引による選挙の自由を妨害すること、ヘイトスピーチ等が考えられる。

- ③ 校長は、次の場合、必要かつ合理的な範囲内で、制限又は禁止することも含め、適切に指導すること。
- ・生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合
 - ・生徒が政治的活動等に熱中する余り、他の生徒の学業や生活に支障があると認められる場合
 - ・生徒が政治的活動等に熱中する余り、生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合
- ④ 校長は、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、これを尊重すること。その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、生徒に対し、公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

〈違法となる選挙運動例〉

- ・学校内などの放送設備を使用して、選挙運動のために放送する。
- ・選挙運動のためのビラ配りや電話かけなどのアルバイトをする。
- ・有権者の生徒間で特定の候補者への投票を引き替えに食事をおごる、宿題を代わることを申し出る、または受ける。
- ・選挙運動用のポスターを破る、また、落書きをする。
- ・実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、政党等に対して模擬投票を行い、選挙の当選人確定前に模擬選挙の結果を公表する。

IV インターネットを利用した政治的活動等について

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、利便性、有用性が認められる一方で、公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じる可能性があることから特に十分な指導を行うこと。

〈違法となるインターネットを利用した選挙運動例〉

- ・電子メールを用いて選挙運動を行う。
- ・候補者や政党等から受け取った選挙運動の電子メールを他人に転送する。
- ・HPや電子メールを印刷して頒布する。

〈インターネットを利用した選挙運動例〉

以下は満18歳以上の生徒が選挙運動期間内に実施可能な例

- ・選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿する。
- ・自分で選挙運動メッセージを他人の掲示板・ブログなどに書き込む。
- ・選挙運動メッセージをSNS等で広める（リツイート、シェアなど）。

V 家庭や地域の関係団体等との連携・協力について

本指針の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校の方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

VI 参考資料 〈Q&A集〉

・学校における指導に関するQ&A

Q1 政治的教養を育むために、政治的に対立する見解がある現実の課題（現実の具体的な政治的事象）を授業中指導する際に、どのような点に留意すればよいでしょうか。

A1

- ・政治的教養を育む教育は、平和で民主的な国家・社会の形成者として必要となる主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していく資質や能力を育むために行われる教育です。
- ・このような政治的教養を育む教育を行うに当たって、政治的に対立する見解がある現実の課題を取り扱うことは、生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むことに役に立つなどの効果が考えられます。
- ・一方、政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合には、学校が政治的中立性を保ちつつ、政治的教養を育む指導を行うために、下記のような点に留意して行うことが必要です。

ア. 政治的に対立する見解がある現実の課題については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であるとともに、一般に政治とは自分の意見を持ちながら議論を交わし合意形成を図っていくことが重要であることから、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が大切であることを理解させること。

イ. 多様な見方や考え方でできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるような見解を提示することなどが重要であること。

ウ. その際、教員は中立かつ公正な立場で指導することが必要であること。また、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や偏った取扱いとならないよう指導することが必要であること。なお、補助教材を活用する際には、「学校における補助教材の適正な取扱いについて」（平成27年3月4日 文部科学省通知）にも留意すること。

- ・これらの留意点を踏まえつつ、各学校において校長を中心に学校として指導のねらいを明確にしつつ取り組んでいただきたいと思います。

Q2 政治的に対立する見解がある現実の課題の中には、現に国会等で法律案等が審議されているような課題がありますが、そのような課題を指導で取り上げる際に留意すべき点は何でしょうか。

A2

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる際の留意点についてはQ1で述べたところですが、現実の具体的な政治的事象の中には、現に国会や地方議会で関連する法律案や予算案、条例案が審議されている事柄があります。
- ・そのような事柄は、国民や地域住民を代表する国会等において様々な論点について議論が行われており、その中で、当該政治的事象に対する多様な見解が提示されたり、新たな論点が生じたりする場合があります。
- ・そのため、そのような事柄を取り扱うに当たっては、学校の政治的中立性を保ちつつ、生徒が個人として多様な見方や考え方の中で自分の考えを深めるとともに、学級内で冷静で理性的な議論が行われるよう留意することが求められます。
- ・具体的には、一つの主張に誘導することを避け、生徒の議論がより深まり、議論の争点についてその背景や多様な意見が見出せるよう、国会等において議論となっている主要な論点について、対立する見解を複数の新聞や国会等における議事録等を用いて紹介することなどにより、偏った取扱いとならないように留意するとともに、新たに生じた重要な論点についても取り扱うことが求められます。

Q3 授業中、個別の課題に関して教員が特定の見解を取り上げることは良いのでしょうか。また、特定の見解を自分の考えとして述べてもよいでしょうか。

A3

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題を取り上げる場合に、教員は生徒の考え方や議論が深まるよう様々な見解を提示することが重要です。そのため、生徒の話合いが一つの観点に終始し議論が深まらない場合などに、教員が他の見解を提示することも考えられます。また、議論の冒頭などに、個別の課題に関する現状とその前提となる見解などを教員が提示する場合も考えられます。
- ・このように教員が多様な見解の中の一つの見解として、それを提示するに当たっては、Q1やQ2で述べた点に留意するとともに、教員の個人的な主義主張を避けて中立かつ公正な立場で指導するよう留意することが必要です。

具体的には、

- ア. 教員が一つの見解を提示する場合には、その見解を提示することが教員の個人的な好悪などに基づいたものであると誤解が生じないようにする
- イ. 教員が提示した見解が多様な見方や考え方の一つであることを生徒に理解させる
- ウ. 見解が特定の見方や偏った取扱いとならないようにする
- エ. 見解を押しつけることとならないようにする

- ・また、教員が特定の見解を自分の考えとして述べることについては、教員の認識が生徒に大きな影響を与える立場にあることから、避けることが必要です。
- ・さらに、生徒から教員の主義主張を尋ねるような質問がある場合には、慎重に対応し、必要に応じて、授業のねらいを踏まえつつ、学校における政治的教養を育む教育は、議論の下で生徒の考えをまとめていくようなプロセスが重要であること、また、公職選挙法等の法令に基づき行われるべきものであることなどについて、生徒にも理解させることが求められます。
- ・なお、実際の選挙と同時に模擬選挙を行う場合など、選挙運動期間中やその直前、投票日当日など（以下「Q&A」では「選挙運動期間中等」という）に指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、生徒に対して特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げるようなことのないよう特に留意することが必要です。

（副教材：「活用のための指導資料」公職選挙法関連部分抜粋及び解説 p. 81 参照）

Q4 授業中、特定の政党に関してその政策等に触れてもよいでしょうか。

A4

- ・政治的教養を育む教育に取り組むに当たってどのような情報を取り上げるかは、当該授業のねらいやそれに基づく必要性に照らして検討することが求められますが、種々の見解を取り上げる際に、現実に存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れることは、指導内容によって考えられることです。
- ・現実に存在する政党名に触れ、その政党が主張する政策等に触れるに当たっては、一つの政党についてのみ取り上げるということは避け、授業のねらいに照らした理解が可能となるよう複数の政党の主張を並列して紹介するなど、Q1～Q3で述べたような点に留意しつつ、適切に指導を行うことが求められます。
- ・なお、選挙運動期間中等に生徒に対して指導を行うに当たっては、Q3で述べたとおり教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、特定の政党に対する投票行為を促す又は妨げることとならないよう、特に留意する必要があります。

（副教材：「活用のための指導資料」公職選挙法関連部分抜粋及び解説 p. 81 参照）

Q5 政治的教養を育む教育を実施する場合には、特定の政党に所属している首長や国会議員、地方議会議員、政党関係者などを学校に招くことはどのように考えればよいでしょうか。

A5

- ・政治的教養を育む教育を行う際に、現実の立法等に携わっている方（以下「政治家等」という）の協力を得ることは、生徒が現実の政治について具体的なイメージを育むことにつながるものであり、必要に応じて校長を中心に学校として計画的に取り組むことが考えられます。
- ・その際、生徒に対しては、政治家等が言及する、政治的に対立する見解がある現実の課題に関する内容については、多様な見方や考え方があることを理解させるよう、必要に応じて事前や事後の指導において配慮することが必要です。
- ・また、政治家等との事前打合せにおいて、政治的教養を育む教育のねらいや配慮事項について伝えることなどにより、政治家等から具体的な投票行動や支持の呼びかけが行われないよう配慮することが必要です。
- ・なお、保護者も多様な見方や考え方をもっていることから、特定の政治家等の協力を得る場合には、事前に当該学習活動の趣旨や留意事項について保護者に周知するよう配慮することも必要です。
- ・さらに、議員等を招く場合には、学校の政治的中立性を確保するために、議会事務局等と連携し、複数の会派を招くことも含め、生徒が様々な意見に触れることができるようにするといった工夫を行うことが期待されます。
- ・選挙運動期間中に、首長や国会議員、地方議会議員を招いた意見交換会等を開催した場合、公職選挙法上、候補者や政党等以外の者が選挙運動のための演説会を開催することは禁止されており、その意見交換会等が選挙運動のための演説会と認められた場合は同法違反となるので注意が必要です。

Q6 政治的教養を育む教育を行う際に、満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒がいる場合に、生徒の指導に当たってどのような点に配慮すべきでしょうか。

A6

- ・政治的な教養を育む教育は、平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として行われるものです。その指導の中で、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力などの資質・能力を育むという点で、満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒を区別する必要はありません。
- ・しかしながら、満18歳以上の生徒と満18歳未満の生徒は、選挙権の有無や公職選挙法上の選挙運動が可能かどうかなど法律上差異があることを理解させ、満18歳以上の生徒が、同じ高校生という理由で満18歳未満の生徒に同じ行動を求めることは違法となる場合があることを理解させる必要があります。
- ・特に、選挙運動期間中等に満18歳以上と満18歳未満の生徒が混在する第3学年等を対象とした授業において、政策について議論させる学習を行う場合は、次の点に留意することが必要です。

ア. たとえ教育的なねらいがあつたとしても、選挙運動期間中等に満18歳未満の生徒が満18歳以上の生徒に、自分が支持又は評価している特定の政党や候補者に投票するよう呼びかけたり、支持するよう理解を求めたりする場合などには、公職選挙法上、満18歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあること

イ. また、満18歳以上の生徒に対し、教員が授業において生徒にどの候補者や政党へ投票したいかを尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があること

(副教材：「活用のための指導資料」公職選挙法上の留意点等について p.48 と同様)

- ・このため、満18歳以上と満18歳未満の生徒が混在する第3学年等において、例えば、実際の選挙に伴って模擬選挙を実施する際には、選挙運動期間中等に、特定の候補者や政党への生徒の支持や不支持を明らかにするような学習活動を行うことは困難が生じることが想定され、慎重な対応が求められます。
- ・なお、教員については政治的に対立する見解がある課題を扱う場合には特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないよう留意することが必要ですが、実際の選挙と同時に模擬選挙を行う場合など、選挙運動期間

中等に指導を行うに当たっては、教育者としての地位に伴う影響力を利用した選挙運動をすることが禁止されていることから、特定の政党や候補者に対する投票行為を促したり、妨げることのないよう特に留意することが必要です。

Q7 授業中、政策や政党に関して生徒に自分の考えを述べさせるに当たって配慮すべき事項はあるでしょうか。特に、ある政党を非難したり、支持したりする言動を一方的に繰り返す場合などは、どのように対応すればよいのでしょうか。

A7

- ・政治的な教養を育む教育を行うに当たっては、教室の中で自由に生徒の意見を交換できる環境を作ることが重要です。
- ・そのため、政治的に対立する見解がある現実の課題については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難であることや、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを生徒に理解させることが重要です。
- ・また、根拠をもって他者を説得する論理的思考力を育むことが重要であることから、生徒が理由なく政策や政党について非難したり、また支持したりするような場合には、その旨を指摘し理由を説明させるなどの配慮が必要と考えます。
- ・いずれにせよ、当該授業のねらいに基づき、他の生徒の発言機会を確保し、意見に耳を傾けることができるよう適切に指導することが求められます。
- ・なお、選挙運動期間中等に満18歳未満の生徒が満18歳以上の生徒にある政党の支持を求める発言などを行った場合には、公職選挙法上、満18歳未満の者によるものが禁止されている選挙運動となるおそれがあることや、満18歳以上の生徒に教員が授業においてどの候補者や政党へ投票したいか尋ねることは、投票の秘密保持の趣旨から控える必要があることから、指導においてはこの点に特に留意することが必要です。
(副教材：「活用のための指導資料」公職選挙法上の留意点等について p. 48 参照)
- ・一方、選挙運動期間以外においても、指導が全体として学校の政治的中立を保たれるよう教員が配慮するとともに、生徒に対しても、政治的教養を育む教育の目的とその授業の在り方について、必要に応じ説明することも求められます。

Q8 政治的に対立する見解がある現実の課題を指導するに当たって、新聞記事等を活用する場合、どのような点に留意したらよいのでしょうか。

A8

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、新聞記事を活用して行うことは、指導方法として考えられることです。
- ・その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められますが、政治的に対立する見解がある現実の課題については、現実の利害の関連等もあって国民の中に様々な見解があり、取り上げる事象について異なる見解を持つ新聞が見られる場合には、異なる見解を持つ複数紙を使用することが望まれます。また、特定の課題について一紙のみが取り上げている場合等には、他の資料を活用するなど教員が適切に他の見解を説明することにより、取り上げた新聞も多様な見解の一つであることを生徒に理解させることも必要です。
- ・なお、教員が生徒に対して特定の政党に関する新聞記事のみを生徒に配布したり、特定の政党のみ目立たせて配布した場合、公職選挙法に違反するおそれがあります。

Q9 政策課題を取り扱ったテレビの討論番組を活用するに当たって、どのような点に留意したらよいでしょうか。

A9

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題について指導するに当たって、関係の報道番組等を活用して行うことは、指導方法として考えられることです。
- ・その際、当該授業のねらいに照らして適切に取り扱うことが求められますが、放送で取り上げた個々の見方や考え方について生徒に強く印象付けられると考えられる場合には、必要に応じて他の資料を使用することなどによって、取り上げた課題については様々な見解があることを生徒に理解させることが必要です。

Q10 実際の選挙に合わせて実施する模擬選挙において、模擬選挙の事前指導（事後指導）で、どの政党等に投票するか（投票したか）を、他の生徒の前で発表させてもよいでしょうか。

A10

- ・実際の選挙に当たってどの政党や候補者に投票しようとしているかは、投票の秘密として守られるべきものであり、選挙運動期間中等に満18歳以上の生徒に尋ねることは控える必要があります。
- ・また、実際の選挙が開票され、当選人確定後に当該学校の模擬選挙の結果などをとりまとめ全有権者との比較を行うことなどは考えられますが、満18歳以上の生徒についてどの政党や候補者に投票したかは、投票の秘密として守られるべきものであり、個々人の投票先を生徒に発表させることは控えるべきです。

Q11 実際の選挙に合わせて模擬選挙を行う際には、実在する全ての政党を取り扱う必要があるのでしょうか。

A11

- ・実際の選挙に合わせて模擬選挙を実施し、満18歳以上の生徒が参加する場合には、学校が一部の政党や候補者を除外して実施することは、有権者である生徒の投票行動に影響を及ぼすことになることから適当ではありません。

Q12 住民投票が行われることになっている問題について、授業で事前に模擬投票させることについてどのように考えたらよいでしょうか。

A12

- ・政治的に対立する見解がある現実の課題の中で、住民投票が行われることとなっている問題について、授業で事前に投票させることは指導方法として考えられることです。
- ・その際、学校の政治的中立性を確保しつつ、教育活動が行われるよう配慮することが必要ですが、保護者も多様な見方や考え方を持っていることから、事前に当該学習活動の趣旨や留意事項について保護者に周知するよう配慮することも必要です。また、住民投票は様々な形態があり、例えば、通常の選挙では制限されている文書図画の頒布・掲示の制限がない場合があるなど、通常の選挙とは異なる場合があります。
- ・それぞれの住民投票の形態に基づき可能な指導方法については、選挙管理委員会等に問い合わせることなどにより必要な対応をとることが必要です。

Q13 我が校には外国籍の生徒がありますが、政治的教養を育む教育を進める上での留意点はあるのでしょうか。

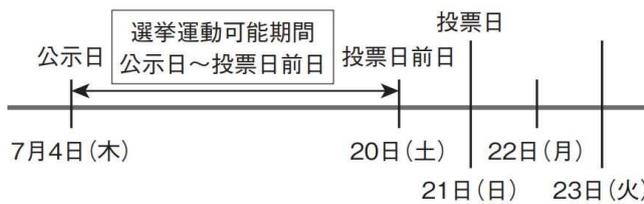
A13

- ・政治的教養を育む教育は、学校教育の一環として行われるものであり、選挙権の有無や国籍の違いにかかわらず、政治や選挙に関する知識はもとより、根拠を判断し、討論等を通じて自己の意見を正しく表明する力、他人の意見に十分耳を傾け、これを尊重するという態度とともに異なる意見を調整し合意を形成していく力を育む指導を行うことは重要です。
- ・なお、外国籍の生徒についても、日本国籍の生徒と同様に、満18歳未満の生徒は公職選挙法上、選挙運動に当たる行為を行うことができませんので、この点に留意することが必要です。

Q14 投票日当日やその前後に満18歳の誕生日を迎える生徒の年齢計算はどのように行われるのでしょうか。また、選挙運動を行うことができるのはいつからでしょうか。

A14

- ・年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満1歳になるとされています。例えば、選挙権についての満18歳以上かどうかの算定は、投票日時点において行われることとされており、投票日の翌日が満18歳の誕生日である人まで選挙権を有することになります。
- ・また、満18歳未満の者は選挙運動を行うことができないことから、選挙運動期間中に満18歳の誕生日を迎える者は、誕生日の前日から選挙運動を行うことができます。



※第23回参議院議員通常選挙(平成25年7月21日執行)の例

満18歳の誕生日	選挙権	選挙運動	選挙運動の注意点
7月5日(金)以前	○	○	7月4日(木)(公示日)から7月20日(土)(投票日前日)まで選挙運動を行うことができる。
7月6日(土)～21日(日)	○	△	誕生日前日から7月20日(土)(投票日前日)まで選挙運動を行うことができる。
7月22日(月)	○	×	誕生日前日は投票日のため、選挙運動はできない。
7月23日(火)以降	×	×	

・投票と選挙運動等に関するQ&A

【投票】

Q1 投票は満18歳からできると聞きました。いつまでに誕生日を迎えていれば、投票はできるのですか。

A1

- ・選挙権を有し、選挙人名簿に登録されていれば、投票することができます。
- ・国政選挙の場合、選挙権は、日本国民である年齢満18歳以上の者に与えられます。地方選挙の場合、住んでいる地方公共団体(都道府県、市区町村)の議会の議員、長(都道府県知事、市区町村長)の選挙権は、日本国民である年齢満18歳以上の者で、市区町村の区域内に3か月以上継続して住んでいれば、与えられます。
- ・満18歳以上かどうかの算定は、投票日時点において行うこととされています。年齢については、生まれた年の翌年の誕生日の前日に満1歳になるとされていますから、投票日の翌日が満18歳の誕生日である人まで選挙権を有することになります。
- ・ただし、選挙で投票するためには、選挙権を有しているだけでなく、選挙人名簿に登録されていることが必要です。選挙人名簿に登録されるためには、年齢満18歳以上の日本国民で、その市区町村において住民票が作成された日又は転入届を行った日から引き続き3か月以上住民基本台帳に記録されていることが必要となります。

- ・選挙人名簿の登録は、毎年3月、6月、9月、12月に行われる定時登録と、選挙の都度行われる選挙時登録があります。選挙時登録は、一般的には選挙の公示日又は告示日の前日に行われます。
- ・なお、引っ越しをして住所が変わる場合、引っ越し先の市区町村の選挙人名簿に登録されるためには、住民票を移す必要があります。進学や就職などに伴い、実家を離れる場合は、実家のある市区町村へ転出届を行い、引っ越し後は引っ越し先の市区町村へ転入届を行って、速やかに住民票を移すようにしましょう。

Q2 どの候補に投票するか、友達や親と相談してもいいのですか。

A2

- ・どの候補に投票するかを誰かに相談すること自体、特に禁止されているわけではありません。なお、投票は、自らの自由な意思により行うものです。最終的には、自分でよく考え、自らの判断で投票する候補者を決めて投票することが重要です。

Q3 投票日の日曜日は部活動の試合があるため、投票には行けません。どうすればいいですか。

A3

- ・投票日当日の投票は原則として、7時から20時まで可能ですが、理由があつて、投票日に投票に行くことができない場合は、期日前投票という制度があります。期日前投票は、公示日又は告示日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所において原則、8時30分から20時までの間、投票することが可能です。
- ・期日前投票所に行った際にその時点では満18歳に達していない場合は、期日前投票ではなく、不在者投票をすることになります。この不在者投票では、投票した人が満18歳になり、選挙権を有することになった投票日に正式に受理されて、一票として活きるようになります。投票の仕方については、市区町村の選挙管理委員会に確認してみましょう。

Q4 けがをして入院しており、体を動かすことができません。投票はしたいと思いますが、どのようにしたらよいでしょうか。

A4

- ・投票は、投票日に自ら投票所に行って投票するのが原則ですが、投票日当日、病気やけがで入院していて投票所に行くことができない選挙人が投票できるようにするため、公職選挙法には、指定病院等における不在者投票制度があります。入院している病院が不在者投票のできる施設として指定されている場合には、その病院内で投票することができます。
- ・病院長に対し病院内で投票をしたい旨を申し出ると、病院長から名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に投票用紙など必要な書類が請求されます。その後、投票用紙などが届いたら、病院長が管理する場所で投票を行います。詳しくは、入院中の病院や自宅住所のある市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

Q5 選挙期間中、私は部活動の遠征や大会への出場のため、長期間地元を離れています。投票はしたいと思いますが、どのようにしたらよいでしょうか。

A5

- ・不在者投票制度には、Q4で説明した指定病院等における不在者投票制度のほか、名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会における不在者投票制度があります。
- ・この場合は、住所のある名簿登録地の市区町村の選挙管理委員会に対して、滞在地で投票したい旨を申し出て、直接又は郵便で投票用紙などを請求します。投票用紙などが手元に届いたら、それらを滞在している市区町村の選挙管理委員会に持参して投票をすることができます。詳しくは、自宅住所のある市区町村の選挙管理委員会にお問い合わせください。

Q6 部活動の帰りに投票しようと考えていますが、持ち込んでいけないものなどがありますか。

A6

- ・選挙の自由公正、平穏な進行の妨げにならないようにするため、選挙に関し、凶器を投票所に持ち込むことは禁止されており、持ち込んだ場合は処罰される可能性があります。部活動の帰りに、武具や金属バット等を所持している場合は、それらを持ち込んで良いかどうかは、投票所の受付にいる職員などに確認するようにしてください。その他のことでも、職員の指示がある場合は、その指示に従ってください。
- ・投票所の最終責任者である投票管理者は、投票所の秩序を保持するための権限を持っています。投票所の秩序を乱す者がいる場合、その者を制止することができ、従わない場合は、その者を投票所外に退出させることができます。

Q7 家に届いた投票所入場（整理）券（バーコードのある用紙）を紛失してしまいました。投票所で事情を話せば投票できますか。

A7

- ・誤って二重に投票することがないように、投票をするには、事前に本人確認をする必要があります。本人確認を円滑に行うために、市区町村の選挙管理委員会は、選挙人に「投票所入場（整理）券」を交付するようにしています。紛失などにより投票所に持参しない場合であっても、投票所を訪れた際、生年月日や住所等を口述するなどにより、選挙人名簿と照合し、本人であることが確認できれば、投票することができます。

Q8 衆議院議員総選挙の投票所では、最高裁判所の裁判官の氏名が書かれた投票用紙のようなものが渡されるそうですが、これも選挙なのですか。

A8

- ・最高裁判所の裁判官は、任命された後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に国民の審査を受け、この審査の日から10年を経過した後に初めて行われる衆議院議員総選挙の投票日に更に審査を受けます（その後もまた同様に審査の日から10年を経過した後に審査を受けます）。これを最高裁判所裁判官国民審査と言います。
- ・この審査を行う権利である審査権を有するのは、衆議院議員の選挙権を有する人ですので、日本国民である年齢満18歳以上の者に与えられます。審査は、選挙と同じく投票により行い、一人一票です。
- ・最高裁判所裁判官国民審査は、投票所において、衆議院議員総選挙の投票と併せて行われるものですが、最高裁判所裁判官国民審査は、すでに任命されている最高裁判所の裁判官を辞めさせるべきかどうか国民が決める制度であり、議員や都道府県知事、市区町村長といった特定の職に就くべき者を国民が選ぶ選挙とは異なる制度です。
- ・この審査の投票は、審査の対象となる裁判官の氏名が印刷された投票用紙を受け取り、辞めさせたいと思う裁判官に対する記載欄に「×」（それ以外の裁判官に対する記載欄には何も記載しません）を記載し、これを投票箱に入れることにより行います。投票の結果、辞めさせるべきとする票数が、辞めさせるべきでないとする票数より多い裁判官は、辞めさせられることとなります。

【選挙運動と政治活動】

Q9 選挙運動とは何ですか。また、できることと、できないことは何ですか。

A9

- ・選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為」と解されています。
- ・選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間（選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間）内にしか行うことができません。
- ・満18歳未満の者は選挙運動を行うことはできず、誰であっても、満18歳未満の者を使用して選挙運動を行うことはできません。

- ・公職選挙法では、選挙運動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合、罰則等も定められているため、本副教材も参考にしながら、ルールに従い適切な行動をとるよう心がけてください。

Q10 選挙運動と政治活動は同じものですか。選挙運動や政治活動について、高校生として注意すべきことは何ですか。

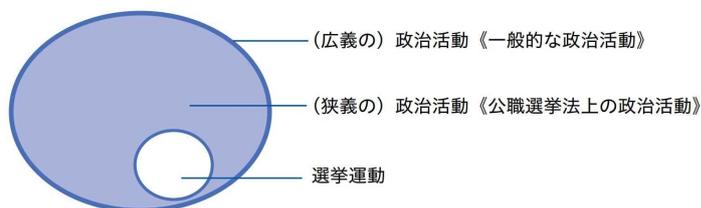
A10

- ・選挙運動や政治活動については、学校においては高校生として校則等の決まりを、また、選挙との関係では公職選挙法等の法律を守る必要があります。
- ・校則については、教育基本法など上位の法令等も踏まえながら、各学校において定められるものであり、教員の指導をよく聞いて、それを踏まえた行動をとってください。
- ・Q9で述べたとおり、選挙運動とは「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」と解されています。また一般的に、政治活動とは、「政治上の主義もしくは施策を推進し、支持し、もしくはこれに反対し、又は公職の候補者を推薦し、支持し、もしくはこれに反対することを目的として行う直接間接の一切の行為をさす」とされ、これら一切の行為の中には、特定の候補者を推薦したり、支持したりするという選挙運動にわたる活動も含まれると解されています。

しかし、公職選挙法では、選挙運動と政治活動を理論的に区別して、それぞれについて規定をおいているため、公職選挙法上の政治活動（以下、政治活動という）とは、「上述の広義の政治活動の中から、選挙運動にわたる行為を除いた一切の行為」ということになります。

- ・公職選挙法では、選挙運動や政治活動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合、罰則等も定められているため、本副教材も参考にしながら、ルールに従い適切な行動をとるよう心がけてください。

選挙運動と政治活動の関係を示す図



【選挙運動】

Q11 私は選挙運動期間中は17歳のままですが、同じ高校3年生で18歳の友達は、選挙運動ができると聞きました。17歳は選挙運動ができないというのは本当でしょうか。

A11

- ・公職選挙法では、満18歳未満の者は、選挙運動をすることができないこととされている。また、誰でも満18歳未満の者を使用して選挙運動をすることはできません。

誕生日と選挙の関係



Q12 投票日当日には18歳になっていますが、今はまだ17歳です。次の選挙に立候補する〇〇候補のために今から活動がしたいと思っていますが、どんなことに注意する必要があるのでしょうか。

A12

- ・活動の内容が特定の候補者への投票を呼びかけるなど選挙運動と認められる場合、満18歳未満の者は、選挙運動をすることができませんので、そのような活動を行うことができません。
- ・公職選挙法では、選挙運動や政治活動について様々な制限に関する規定があり、違反した場合、罰則等も定められているため、副教材も参考にしながら、ルールに従い適切な行動をとるよう心がけてください。
- ・このほか、高校の校則において、選挙運動又は政治活動について制限が設けられている場合もありますので、学校の教員に確認してみるとよいでしょう。

Q13 今日、総理大臣が「衆議院を解散する」と発言しました。私は18歳なので、今日から衆議院議員総選挙の準備として〇〇党のビラを配ったり、インターネット上で立候補予定者への投票を呼びかけたりといった選挙運動をしてもいいですか。

A13

- ・選挙運動をすることができる期間は、選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間です。
- ・総理大臣が衆議院を解散する発言をしても、選挙運動の期間が始まったわけではありませんので、候補者の立候補の届出の日までは選挙運動を行うことはできません。

Q14 選挙が始まりました。ある候補者への投票を呼びかけるチラシを配るアルバイトを行ってもいいですか。

A14

- ・候補者への投票を呼びかけるチラシ（選挙運動用ビラ）を配ることは、他の者から指示されたとおりに機械的に行ったとしても一般的には選挙運動になりますので、満18歳未満の者が行うことは禁止されます。また、配れる選挙も限られ、配れる場所も演説会場内や街頭演説の場所等に限られるため、例えば、チラシを選挙人の家のポストに入れるような配り方はできませんので、注意が必要です。
- ・チラシを配る者が、報酬を受け取ることはできません。公職選挙法では、選挙運動は原則として自発的に無報酬で行うものであるとされており、選挙運動に従事する者に対する報酬は、選挙運動に関する事務に従事する者、選挙運動用自動車での車上運動員や手話通訳者に対するものを除き、買収罪に当たることとなります。
- ・公職選挙法に規定されている範囲内で交通費などの実費を支払うことはできるため、こうしたものを受け取ることはできます。

Q15 私は18歳です。今回の選挙で誰に投票しようかと、インターネットで候補者のホームページを調べてみたところ、〇〇さんの政策に最も共感しました。〇〇さんは、誠実で良さそうな人なので、SNSで〇〇さんのメッセージを広めようと思いました。こうしたインターネットを使った活動はできるのでしょうか。また、こうしたインターネットを使った活動を行う場合に注意する点があれば教えてください。

A15

- ・選挙運動は、選挙ごとに決められた選挙運動期間（選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間）内にしか行うことができません。したがって、選挙運動期間内において、満18歳以上の者であれば、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、LINEなどのウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行うことができます。
- ・図表のように、自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込んだり、他人の選挙運動の様子を動画共有サイトなどに投稿したり、他人の選挙運動メッセージをSNSなどで広めることなどができます。

選挙運動の様子を動画サイトなどに投稿する

自分で選挙運動メッセージを掲示板・ブログなどに書き込む

選挙運動メッセージをSNS等で広める(ツイート、シェアなど)

満18歳未満は **×** → 満18歳以上は **○**

- ・ただし、ウェブサイト等を利用する方法による選挙運動を行う場合、電子メールアドレスやその他その人に連絡するために必要となる情報(ツイッターのユーザー名や返信用フォームのURL等)を表示することが義務付けられています。
- ・電子メールを利用する選挙運動は、候補者や政党等のみに限られ、満18歳未満の者だけでなく、満18歳以上の者も行うことができないので注意が必要です。また、候補者や政党等から来た選挙運動のための電子メールを他の選挙人に転送することも禁止されています。

Q16 私は18歳ですが、18歳の同級生から「今度、食事をおごるから」とか「宿題を代わりにやってあげるから」と言われ、「その代わりに、次の選挙では〇〇さん(〇〇党)に投票してね」と言われました。このようなことは許されるのですか。

A16

- ・選挙運動期間(選挙の公示日又は告示日に候補者が立候補の届出をした時から投票日の前日までの間)外に、あなたに対して同級生が特定の候補者への投票を呼びかけるような選挙運動を行った場合は、公職選挙法に違反します。
- ・同級生があなたに対して、特定の候補者を当選させる目的で、飲食物や労務の無償提供などの財産上の利益(選挙人の心を動かしようとする程度のもので認められています)の提供を申し出ることは、選挙人であるあなたに対する利益供与の申込みにあたり、選挙運動期間の内外を問わず、買収罪に問われるおそれがあります。
- ・利益供与を受けた場合、あなた自身も買収罪に問われるおそれがあります。

【政治活動】

Q17 〇〇党のために活動をしているという人から、同級生(同じ部活動に属する部員)の連絡先一覧を渡すように言われました。渡してしまってよいのでしょうか。

A17

- ・学校で作成し、生徒に配布している名簿(部活動で作成する名簿を含む)は、緊急連絡等のために作成・配布されているものであり、政治活動や選挙運動のために他人に譲り渡すことを目的としているものではありません。また名簿を譲り渡すことで、他の生徒に損害等が生じるおそれもあります。このため、名簿に記載されている他の生徒に無断で、名簿を譲り渡すことは認められていません。
- ・学校においても、「名簿を渡すことは学校から禁止されている」と断るよう、生徒に指導しておくべきと考えられます。

Q18 同級生から〇〇党の演説会に出るよう強く誘われて困っています。こういうことは認められるのですか。

A18

- ・演説会への参加などは、本人の自由な意志に基づいて行われるべきものであり、強く誘われ困っている場合は、まずは、誘ってくる者に対し、そのような集会に参加する意思がないことを毅然と伝え参加を断ることが重要です。それでも勧誘がやまない場合は、学校の教員など身近な大人に相談することが考えられます。
- ・学校においても、このようなことが起こらないよう、学校の方針として無理な勧誘が認められないことを、生徒に指導しておくべきと考えられます。

【その他】

Q19 若者の投票率が低いので、生徒会で選挙に関心をもってもらうための啓発活動を校内で実施しようと思います。注意する点を教えてください。

A19

- ・様々な啓発活動を実施することは、若者の政治意識の向上を図るためにも重要です。ただし、例えば、ある特定の候補者だけ有利になってしまうような啓発活動である場合には、その候補者のための選挙運動と認められる可能性がありますので、選挙運動と言われることがないように、公平かつ公正な活動を心がける必要があります。

Q20 学校で実際の選挙と合わせて模擬選挙をする場合には、その結果を公表する際に注意が必要だと聞きましたが、どんな点に注意する必要があるのでしょうか。

A20

- ・公職選挙法では、選挙に関して、当選人等を予想する「人気投票」の経過又は結果を公表することを禁止しています。ご質問の模擬選挙は、この「人気投票」に当たるため、選挙に際し、模擬選挙の結果を公表（公示日又は告示日の前後を問わない）することは、公職選挙法に違反するおそれがあります。

Q21 公職選挙法違反を行った場合、20歳未満でも罰せられますか。

A21

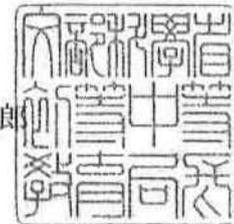
- ・満20歳未満の者が犯罪を犯した場合、通常、少年法により、懲役などの刑罰が科される刑事処分ではなく、少年院への送致などの保護処分が適用されることとなります。
- ・満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、※連座制の対象となる場合（候補者の子による買収罪など）には、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと家庭裁判所が認める場合、原則、保護処分ではなく刑事処分の対象となります。
- ・満18歳以上満20歳未満の者が公職選挙法違反等の罪を犯し、連座制の対象とならない場合でも、家庭裁判所は、刑事処分の対象とすることができますが、それを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないこととされています。

※連座制とは、候補者や立候補予定者と一定の関係にある者（秘書、親族など）が、買収罪などの罪を犯し、刑に処せられた場合には、たとえ候補者や立候補予定者が買収などの行為に関わっていても、候補者や立候補予定者本人について、その選挙の当選を無効とするとともに立候補制限という制裁を科す制度です。

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿
高等学校を設置する学校設置会社を
所轄する構造改革特別区域法第12条第
1項の認定を受けた各地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長

小松 親次 郎



(印影印刷)

高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等
の生徒による政治的活動等について（通知）

日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第75号）により、施行後4年を経過した日（平成30年6月21日）以後にその期日がある国民投票から、国民投票の期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える者は、投票権を有することになりました。また、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）（以下「改正法」という。）により、施行日（平成28年6月19日）後に初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から改正法が適用されることとなり、適用される選挙期日の翌日以前に18歳の誕生日を迎える等の公職選挙法（昭和25年法律第100号）第9条の各項に規定する要件を満たす者は、国政選挙及び地方選挙において選挙権を有し、同法第137条の2により、選挙運動を行うことが認められることとなりました。

これらの法改正に伴い、今後は、高等学校、中等教育学校及び高等部を置く特別支援学校（以下「高等学校等」という。）にも、国民投票の投票権や選挙権を有する生徒が在籍することとなります。

高等学校等においては、教育基本法（平成18年法律第120号）第14条第1項を踏まえ、これまでも平和で民主的な国家・社会の形成者を育成することを目的として政治的教養を育む教育（以下「政治的教養の教育」という。）を行ってきたところですが、改正法により選挙権年齢の引下げが行われたことなどを契機に、習

得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質や能力を育むことが、より一層求められます。このため、議会制民主主義など民主主義の意義、政策形成の仕組みや選挙の仕組みなどの政治や選挙の理解に加えて現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が国民投票の投票権や選挙権を有する者（以下「有権者」という。）として自らの判断で権利を行使することができるよう、具体的かつ実践的な指導を行うことが重要です。その際、法律にのっとった適切な選挙運動が行われるよう公職選挙法等に関する正しい知識についての指導も重要です。

他方で、学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められるとともに、教員については、学校教育に対する国民の信頼を確保するため公正中立な立場が求められており、教員の言動が生徒に与える影響が極めて大きいことなどから法令に基づく制限などがあることに留意することが必要です。

また、現実の具体的な政治的事象を扱いながら政治的教養の教育を行うことと、高等学校等の生徒が、実際に、特定の政党等に対する援助、助長や圧迫等になるような具体的な活動を行うことは、区別して考える必要があります。

こうしたことを踏まえ、高等学校等における政治的教養の教育と高等学校等の生徒による政治的活動等についての留意事項等を、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

また、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、所管の高等学校等及び域内の市区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校等に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の高等学校等及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、設置する附属高等学校等に対して、御周知くださるようお願いいたします。

なお、この通知の発出に伴い、昭和44年10月31日付け文初高第483号「高等学校における政治的教養と政治的活動について」は廃止します。

記

第1 高等学校等における政治的教養の教育

教育基本法第14条第1項には「良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。」とある。このことは、国家・社会の形成者として必要な資質を養うことを目標とする学校教育においては、当然要請されていることであり、日本国憲法の下における議会制民主主義など民主主義を尊重し、推進しようとする国民を育成するに当たって欠くことのできないものであること。

また、この高等学校等における政治的教養の教育を行うに当たっては、教育基本法第14条第2項において、「特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動」は禁止されていることに留意することが必要であること。

第2 政治的教養の教育に関する指導上の留意事項

1. 政治的教養の教育は、学習指導要領に基づいて、校長を中心に学校として指導のねらいを明確にし、系統的、計画的な指導計画を立てて実施すること。また、教科においては公民科での指導が中心となるが、総合的な学習の時間や特別活動におけるホームルーム活動、生徒会活動、学校行事なども活用して適切な指導を

行うこと。

指導に当たっては、教員は個人的な主義主張を述べることは避け、公正かつ中立な立場で生徒を指導すること。

2. 政治的教養の教育においては、議会制民主主義など民主主義の意義とともに、選挙や投票が政策に及ぼす影響などの政策形成の仕組みや選挙の具体的な投票方法など、政治や選挙についての理解を重視すること。あわせて、学校教育全体を通じて育むことが求められる、論理的思考力、現実社会の諸課題について多面的・多角的に考察し、公正に判断する力、現実社会の諸課題を見だし、協働的に追究し解決する力、公共的な事柄に自ら参画しようとする意欲や態度を身に付けさせること。

3. 指導に当たっては、学校が政治的中立性を確保しつつ、現実の具体的な政治的事象も取り扱い、生徒が有権者として自らの判断で権利を行使することができるよう、より一層具体的かつ実践的な指導を行うこと。

また、現実の具体的な政治的事象については、種々の見解があり、一つの見解が絶対的に正しく、他のものは誤りであると断定することは困難である。加えて、一般に政治は意見や信念、利害の対立状況から発生するものである。そのため、生徒が自分の意見を持ちながら、異なる意見や対立する意見を理解し、議論を交わすことを通して、自分の意見を批判的に検討し、吟味していくことが重要である。したがって、学校における政治的事象の指導においては、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が重要であることを理解させること。

さらに、多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄、現実の利害等の対立のある事柄等を取り上げる場合には、生徒の考えや議論が深まるよう様々な見解を提示することなどが重要であること。

その際、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いにより、生徒が主体的に考え、判断することを妨げるものがないよう留意すること。また、補助教材の適切な取扱いに関し、同様の観点から発出された平成27年3月4日付け26文科初第1257号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」にも留意すること。

4. 生徒が有権者としての権利を円滑に行使することができるよう、選挙管理委員会との連携などにより、具体的な投票方法など実際の選挙の際に必要な知識を得たり、模擬選挙や模擬議会など現実の政治を素材とした実践的な教育活動を通して理解を深めたりすることができるよう指導すること。

なお、多様な見解があることを生徒に理解させることなどにより、指導が全体として特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又は反対することとならないよう留意すること。

5. 教員は、公職選挙法第137条及び日本国憲法の改正手続に関する法律（平成19年法律第51号）第103条第2項においてその地位を利用した選挙運動及び国民投票運動が禁止されており、また、その言動が生徒の人格形成に与える影響が極めて大きいことに留意し、学校の内外を問わずその地位を利用して特定の政治的立場に立って生徒に接することのないよう、また不用意に地位を利用した結果とならないようにすること。

第3 高等学校等の生徒の政治的活動等

今回の法改正により、18歳以上の高等学校等の生徒は、有権者として選挙権を有し、また、選挙運動を行うことなどが認められることとなる。このような法改正は、未来の我が国を担っていく世代である若い人々の意見を、現在と未来の我が国の在り方を決める政治に反映させていくことが望ましいという意図に基づくものであり、今後は、高等学校等の生徒が、国家・社会の形成に主体的に参画していくことがより一層期待される。

他方で、①学校は、教育基本法第14条第2項に基づき、政治的中立性を確保することが求められていること、②高等学校等は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第50条及び第51条並びに学習指導要領に定める目的・目標等を達成するべく生徒を教育する公的な施設であること、③高等学校等の校長は、各学校の設置目的を達成するために必要な事項について、必要かつ合理的な範囲内で、在学する生徒を規律する包括的な権能を有するとされていることなどに鑑みると、高等学校等の生徒による政治的活動等は、無制限に認められるものではなく、必要かつ合理的な範囲内で制約を受けるものと解される。

これらを踏まえ、高等学校等は、生徒による選挙運動及び政治的活動について、以下の事項に十分留意する必要がある。

なお、地方自治法（昭和22年法律第67号）等の法律に基づき、公職選挙法中普通地方公共団体の選挙に関する規定が準用される住民投票において、投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、選挙運動に準じて指導等を行うこととし、日本国憲法の改正手続に関する法律第100条の2に規定する国民投票運動を高等学校等の生徒が行う場合は、政治的活動に準じて指導等を行うこととする。

【この通知の第3以下における用語の定義について】

「選挙運動」とは、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいい、有権者である生徒が行うものをいう。

「政治的活動」とは、特定の政治上の主義若しくは施策又は特定の政党や政治的団体等を支持し、又はこれに反対することを目的として行われる行為であって、その効果が特定の政治上の主義等の実現又は特定の政党等の活動に対する援助、助長、促進又は圧迫、干渉になるような行為をすることをいい、選挙運動を除く。

「投票運動」とは、特定の住民投票について、特定の投票結果となることを目的として、投票を得又は得させるために直接又は間接に必要なかつ有利な行為をすることをいう。

1. 教科・科目等の授業のみならず、生徒会活動、部活動等の授業以外の教育活動も学校の教育活動の一環であり、生徒がその本来の目的を逸脱し、教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことについて、教育基本法第14条第2項に基づき政治的中立性が確保されるよう、高等学校等は、これを禁止することが必要であること。
2. 放課後や休日等であっても、学校の構内での選挙運動や政治的活動については、学校施設の物的管理の上での支障、他の生徒の日常の学習活動等への支障、その他学校の政治的中立性の確保等の観点から教育を円滑に実施する上での支障が生じないように、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。

3. 放課後や休日等に学校の構外で行われる生徒の選挙運動や政治的活動については、以下の点に留意すること。

(1) 放課後や休日等に学校の構外で生徒が行う選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、違法若しくは暴力的な政治的活動等になるおそれが高いものと認められる場合には、高等学校等は、これを制限又は禁止することが必要であること。また、生徒が政治的活動等に熱中する余り、学業や生活などに支障があると認められる場合、他の生徒の学業や生活などに支障があると認められる場合、又は生徒間における政治的対立が生じるなどして学校教育の円滑な実施に支障があると認められる場合には、高等学校等は、生徒の政治的活動等について、これによる当該生徒や他の生徒の学業等への支障の状況に応じ、必要かつ合理的な範囲内で制限又は禁止することを含め、適切に指導を行うことが求められること。

(2) 改正法により選挙権年齢の引下げが行われ、満18歳以上の生徒が選挙運動をできるようになったことに伴い、高等学校等は、これを尊重することとなること。

その際、生徒が公職選挙法等の法令に違反することがないように、高等学校等は、生徒に対し、選挙運動は18歳の誕生日の前日以降可能となることなど公職選挙法上特に気を付けるべき事項などについて周知すること。

(3) 放課後や休日等に学校の構外で行われる選挙運動や政治的活動は、家庭の理解の下、生徒が判断し、行うものであること。

その際、生徒の政治的教養が適切に育まれるよう、学校・家庭・地域が十分連携することが望ましいこと。

第4 インターネットを利用した政治的活動等

インターネットを利用した選挙運動や政治的活動については、様々な意見・考え方についての情報発信や情報共有などの観点から利便性、有用性が認められる一方で、送られてきた選挙運動用の電子メールを他人に転送するなどの公職選挙法上認められていない選挙運動を生徒が行ってしまうといった問題が生じ得ることから、政治的教養の教育や高等学校等の生徒による政治的活動等に係る指導を行うに当たっては、こうしたインターネットの特性についても十分留意すること。

第5 家庭や地域の関係団体等との連携・協力

本通知の趣旨にのっとり、現実の政治を素材とした実践的な教育活動をより一層充実させるとともに、高等学校等の生徒による政治的活動等に関して指導するに当たっては、学校としての方針を保護者やPTA等に十分説明し、共有すること等を通じ、家庭や地域の関係団体等との連携・協力を図ること。

担当：文部科学省初等中等教育局

(代表) 03-5253-4111

・本通知に関する一般的なお問合せ、生徒の政治的活動等に関すること

児童生徒課 企画係 (内線2559)

・政治的教養を育む教育に関すること

教育課程課 教育課程総括係 (内線2075)

・教員の政治的中立性に関すること

初等中等教育企画課 教育公務員係 (内線4675)

(写)

事務連絡
平成27年9月29日

各都道府県教育委員会高校教育主管課
各指定都市教育委員会高校教育主管課
各都道府県私立学校事務担当課
附属高等学校（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む） 御中
を置く各国立大学法人附属学校事務担当課
構造改革特区法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体株式会社立学校事務担当課

文部科学省初等中等教育局教育課程課

高等学校等の生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来」
等の公表について

このたび、文部科学省では、本年6月の公職選挙法改正による選挙権年齢の引下げ等に対応し、総務省との連携により、政治や選挙等に関する高等学校等（中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部を含む。）の生徒向け副教材「私たちが拓く日本の未来 有権者として求められる力を身に付けるために」及び同指導資料を作成し、学校等における指導や今後の準備に資するよう、下記ホームページに掲載しました。

本副教材は、高等学校等における政治的教養を育む教育の一層の充実に資するよう、政治の仕組みや意義、選挙の実際についての解説（解説編）、話合いやディベート等の手法や、選挙管理委員会等と連携した模擬選挙や模擬議会等の実践的な学習活動の紹介（実践編）、投票と選挙運動等についてのQ&Aなど（参考編）で構成しております。また、指導資料は、本副教材を学校で活用する際の留意点などをまとめたものです。

本副教材の活用については、公民科における指導はもとより、総合的な学習の時間や特別活動等における指導でも活用することが期待されます。

特に、来夏の参議院議員通常選挙において全部又は一部の者が有権者になる現在第3学年又は第2学年に在籍する生徒に対しては、特別活動や総合的な学習の時間などにおいて、①公職選挙法等に則り有権者として適切に行動できるようにするため、同法や選挙の具体的な仕組みに関する指導（副教材8ページから19ページ）を行うとともに、各教科の授業も含め、②民主政治の基本である話合いや討論に関する指導（33ページから43ページ）を優先的に行っていただきますようお願いいたします。さらに、③政治や選挙に関する制度やその意義の理解を深める指導（20ページから29ページ）や、④模擬選挙、模擬請願、模擬議会といった実践的な学習活動（50ページから89ページ）

ジ) などを行うとともに、これらの指導に当たっては、投票と選挙運動等についてのQ & A (90ページから100ページ) を適宜活用することも、指導上効果的と考えられます。

また、第2学年に在籍する生徒に対しては、㊸及び㊹の指導を来夏の参議院議員通常選挙以降も卒業まで継続的に行うとともに、第1学年に在籍する生徒については、㊸から㊹の指導を計画的に行うようお願いします。

各位におかれては、ホームページに掲載した本副教材等のデータを活用するなどし、現在第3学年に在籍する生徒を始め、第1、2学年に在籍する生徒も含め必要な指導を行えるよう御配慮いただくとともに、教員研修の充実に努めていただくようお願いいたします。

さらに、本副教材等は、今後、総務省が契約する事業者において、印刷・製本され、本年12月までに各学校宛てに配送される予定ですので、その際には、在籍する高校生等に確実に配布され、各学校において有効に活用されるよう適切にお取り計らい願います。

あわせて、このことについて、各都道府県教育委員会におかれては、域内の高等学校等を設置する市町村教育委員会及び所管の学校に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別特区法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、国立大学長におかれては、その管下の学校に対して、御周知いただくようお願いいたします。

記

(文部科学省ホームページ)

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/shukensha/1362349.htm

【本件連絡先】

文部科学省初等中等教育局教育課程課

教育課程総括係 (川口、山村、財部)

TEL 03-5253-4111 (内線2073)

FAX 03-6734-3734

E-mail kyoiku@mext.go.jp

(写)

総行選第42号

平成27年6月19日

各都道府県知事
各都道府県選挙管理委員会委員長
殿

総務大臣

公職選挙法等の一部を改正する法律の施行について（通知）

第189回国会において成立をみた公職選挙法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、平成27年法律第43号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法等の改正は、年齢満18年以上満20年未満の者が国政選挙に参加することができること等とするとともに、当分の間の特例措置として選挙犯罪等についての少年法（昭和23年法律第168号）等の適用の特例を設けることを目的として行われました。

貴職におかれましては、今回の施行に係る改正法を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）等の運用に遺漏のないよう、下記事項にご留意の上、貴都道府県内の市町村長及び市町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、公職選挙法施行令についても所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

記

第1 選挙権を有する者の年齢等に関する事項

- 1 公職の選挙の選挙権を有する者の年齢について、年齢満20年以上から年齢満18年以上に改めること（新法第9条第1項及び第2項並びに地方自治法第18条関係）。

これに伴い、選挙人名簿及び在外選挙人名簿の被登録資格を有する者並びに在外選挙人名簿の登録の申請をすることができる者の年齢についても、年齢満20年以上から年齢満18年以上に改めること（新法第21条第1項、第30条の4及び第30条の5第1項関係）。

また、選挙運動をすることができない者の年齢について、年齢満20年未満から年齢満18年未満に改めること（新法第137条の2関係）。

- 2 漁業法（昭和24年法律第267号）に規定する海区漁業調整委員会の委員の選挙の選挙権及び被選挙権を有しない者の年齢について、年齢満20年未満から年齢満18年未満に改めること（漁業法第87条第1項関係）。
- 3 農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）に規定する農業委員会の選挙による委員の選挙の選挙権及び被選挙権を有する者の年齢について、年齢満20年以上から年齢満18年以上に改めること（農業委員会等に関する法律第8条第1項関係）。

第2 在外選挙人名簿の登録の申請に係る準備行為に関する事項

改正法の施行の日において年齢満18年以上の日本国民は、改正法の施行前においても、新法第30条の5第1項の規定の例により、在外選挙人名簿の登録の申請を行うことができるものとされたこと（改正法附則第3条関係）。

第3 選挙犯罪等についての少年法の特例に関する事項

- 1 家庭裁判所は、当分の間、少年法第20条第1項の規定にかかわらず、年齢満18年以上満20年未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならないものとされたこと。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りではないものとされたこと（改正法附則第5条第1項及び第2項関係）
- 2 家庭裁判所は、当分の間、年齢満18年以上満20年未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法（昭和23年法律第194号）に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官に送致するかどうかを決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならないものとされたこと（改正法附則第5条第3項関係）。

第4 検察審査会法及び民生委員法等の適用の特例

当分の間、年齢満18年以上満20年未満の者は、検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないものとされたこと。

また、成年に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないものとされたこと（改正法附則第7条から第10条まで関係）。

第5 民法の成年年齢等の引下げに関する検討に関する事項

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満18年以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における年齢満18年以上満20年未満の者と年齢満20年以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法（明治29年法律第89号）、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとされたこと（改正法附則第11条関係）。

第6 施行期日及び適用区分に関する事項

- 1 改正法は、公布の日から起算して1年を経過した日（平成28年6月19日。以下「施行日」という。）から施行するものとされたこと。ただし、第2及び第5の事項に係る規定は、公布の日から施行するものとされたこと（改正法附則第1条関係）。
- 2 新法の規定は、施行日後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙の期日の公示の日又は参議院議員通常選挙の期日の公示の日のうちいずれか早い日（以下「公示日」という。）以後にその期日を公示され又は告示される選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び住民投票について適用し、公示日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙、最高裁判所裁判官国民審査及び住民投票については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2条第1項関係）。
- 3 改正法第3条の規定による改正後の漁業法の規定及び改正法第4条の規定による改正後の農業委員会等に関する法律の規定は、公示日以後に調製され、確定する選挙人名簿（以下「新選挙人名簿」という。）を用いて行われる選挙について適用し、新選挙人名簿以外の選挙人名簿を用いて行われる選挙については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2条第2項関係）。

公職選挙法等の一部を改正する法律案 概要

1 選挙権年齢等の18歳への引下げ関係 (第1条から第4条まで関係)

「公職選挙法」、「地方自治法」、「漁業法」及び「農業委員会等に関する法律」に規定する選挙権年齢等について、本則で、「18歳以上」への引下げの措置を講ずる。

2 施行期日関係 (附則第1条及び第2条関係)

この法律は、公布の日から起算して1年を経過した日から施行し、施行日後初めて行われる国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後にその期日を公示され又は告示される選挙から適用する。

3 選挙犯罪等についての少年法の特例等

(1) 選挙犯罪等についての少年法の特例 (附則第5条関係)

- ① 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した連座制の対象となる選挙犯罪の事件（以下「連座制に係る事件」という。）について、その罪質が選挙の公正の確保に重大な支障を及ぼすと認める場合には、少年法第20条第1項の決定（検察官への送致の決定）をしなければならない。ただし、犯行の動機、態様等の事情を考慮し、刑事処分以外の措置を相当と認めるときは、この限りでない。
- ② 家庭裁判所は、当分の間、18歳以上20歳未満の者が犯した公職選挙法及び政治資金規正法に規定する罪の事件（連座制に係る事件を除く。）について、少年法第20条第1項の規定により検察官への送致を決定するに当たっては、選挙の公正の確保等を考慮して行わなければならない。

(2) 検察審査会法等の適用の特例 (附則第7条から第10条まで関係)

当分の間、18歳以上20歳未満の者は検察審査員及び裁判員の職務に就くことができないこととするとともに、成人に達した者でなければ民生委員及び人権擁護委員の委嘱をすることができないこととする。

4 民法の成年年齢等の引下げに関する検討 (附則第11条関係)

国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が18歳以上とされたことを踏まえ、選挙の公正その他の観点における18歳以上20歳未満の者と20歳以上の者との均衡等を勘案しつつ、民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする旨の規定を設ける。

5 その他

その他所要の規定の整理を行う。

(写)

26 文科初第 1257 号
平成 27 年 3 月 4 日

各都道府県教育委員会
各指定都市教育委員会
各都道府県知事 殿
附属学校を置く各国立大学法人学長
構造改革特別区域法第 12 条第 1 項
の認定を受けた地方公共団体の長

文部科学省初等中等教育局長
小松 親次郎

学校における補助教材の適正な取扱いについて（通知）

学校における補助教材については、昭和 49 年 9 月 3 日文初小第 404 号「学校における補助教材の適正な取扱いについて」等を踏まえ、適正な取扱いに努めていただいていると存じますが、最近一部の学校における適切とは言えない補助教材の使用の事例も指摘されています。

このため、その取扱いについての留意事項等を、改めて下記のとおり通知しますので、十分に御了知の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

また、各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び構造改革特別区域法第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人学長におかれては、その管下の学校に対して、本通知の内容についての周知と必要な指導等について適切にお取り計らいくださいますようお願いいたします。

記

1. 補助教材の使用について

(1) 学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならないが、教科用図書以外の図書その他の教材（補助教材）で、有益適切なものは、これを使用することができること（学校教育法第 34 条第 2 項、第 49 条、第 62 条、第 70 条、第 82 条）。

なお、補助教材には、一般に、市販、自作等を問わず、例えば、副読本、解説書、資料集、学習帳、問題集等のほか、プリント類、視聴覚教材、掛図、新聞等も含まれること。

(2) 各学校においては、指導の効果を高めるため、地域や学校及び児童生徒の実態等に応じ、校長の責任の下、教育的見地からみて有益適切な補助教材を有効に活用することが重要であること。

2. 補助教材の内容及び取扱いに関する留意事項について

(1) 学校における補助教材の使用の検討に当たっては、その内容及び取扱いに関し、特に以下の点に十分留意すること。

- ・ 教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨に従っていること。
- ・ その使用される学年の児童生徒の心身の発達の段階に即していること。
- ・ 多様な見方や考え方のできる事柄、未確定な事柄を取り上げる場合には、特定の事柄を強調し過ぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなど、特定の見方や考え方に偏った取扱いとならないこと。

(2) 補助教材の購入に関して保護者等に経済的負担が生じる場合は、その負担が過重なものとならないよう留意すること。

(3) 教育委員会は、所管の学校における補助教材の使用について、あらかじめ、教育委員会に届け出させ、又は教育委員会の承認を受けさせることとする定を設けるものとされており（地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条第 2 項）、この規定を適確に履行するとともに、必要に応じて補助教材の内容を確認するなど、各学校において補助教材が不適切に使用されないよう管理を行うこと。

ただし、上記の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条第 2 項の趣旨は、補助教材の使用を全て事前の届出や承認にかからしめようとするものではなく、教育委員会において関与すべきものと判断したものについて、適切な措置をとるべきことを示したものであり、各学校における有益適切な補助教材の効果的使用を抑制することとならないよう、留意すること。

なお、教育委員会が届出、承認にかからしめていない補助教材についても、所管の学校において不適切に使用されている事実を確認した場合には、当該教育委員会は適切な措置をとること。

〈教育関係法令集〉

教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）

（教育の目的）

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

1・2（略）

3 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

（政治教育）

第十四条 良識ある公民として必要な政治的教養は、教育上尊重されなければならない。

2 法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政治教育その他政治的活動をしてはならない。

※ 第十四条は、第 1 項において、国家・社会の主体的な形成者を育成する上で政治的教養をはぐくむことが重要であることを示した上で、第 2 項において学校は特定の政党を支持したり、反対したりするような政治教育などをしてはならないことを規定している。これにより、例えば、授業において、教員が一つの政党の政策や主張についてのみ教えることや、ある政党を支持ないし反対することを明らかに示すようなことは認められていない。

また、部活動や生徒会活動についても、これらの活動は生徒が自主的に行っているが、学校の教育活動の一環として行われているものであり、そのような活動においても一つの政党を支持するための活動を行うような場合は、教育基本法に違反する。

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）

（教育者の地位利用の選挙運動の禁止）

第三百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

※ この条文は、教員が学校の生徒等に対して教育上の地位を利用して選挙運動を行うことができないことを規定している。これにより、例えば、教員が、ある候補者に投票するよう、生徒を通じて保護者に働きかけることや、教員が保護者会の席などにおいて選挙運動を行うことなどが禁止されている。

同様に、教員が生徒に対して特定の立候補者に投票するよう働きかけるような行為についても、本規定により禁止されている。

これらの法律に基づき、学校や教員が政治的中立を守りながら責任ある対応を行うことによって、学校における政治的教養をはぐくむ教育が行われている。

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和29年法律第157号）

（特定の政党を支持させる等の教育の教唆及びせん動の禁止）

第三条 何人も、教育を利用し、特定の政党その他の政治的団体（以下「特定の政党等」という。）の政治的勢力の伸長又は減退に資する目的をもつて、学校教育法に規定する学校の職員を主たる構成員とする団体（その団体を主たる構成員とする団体を含む。）の組織又は活動を利用し、義務教育諸学校に勤務する教育職員に対し、これらの者が、義務教育諸学校の児童又は生徒に対して、特定の政党等を支持させ、又はこれに反対させる教育を行うことを教唆し、又はせん動してはならない。

（罰則）

第四条 前条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

（処罰の請求）

第五条 前条の罪は、当該教育職員が勤務する義務教育諸学校の設置者の区別に応じ、次に掲げるものの請求がなければ公訴を提起することができない。

- 一 国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二十三条の規定により国立大学に附属して設置される義務教育諸学校にあつては、当該国立大学の学長
- 二 公立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会
- 三 私立の義務教育諸学校にあつては、当該学校を所轄する都道府県知事

2 前項の請求の手続は、政令で定める。

公職選挙法（昭和25年法律第100号）

※公職選挙法等の一部を改正する法律（平成27年法律第43号）による改正後

（投票所に入出し得る者）

第五十八条 選挙人、投票所の事務に従事する者、投票所を監視する職権を有する者又は当該警察官でなければ、投票所に入ることができない。ただし、選挙人の同伴する幼児その他の選挙人とともに投票所に入ることについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めたものについては、この限りでない。

（選挙運動の期間）

第二百二十九条 選挙運動は、各選挙につき、それぞれ第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項の規定による候補者の届出、第八十六条の二第一項の規定による衆議院名簿の届出、第八十六条の三第一項の規定による参議院名簿の届出（同条第二項において準用する第八十六条の二第九項前段の規定による届出に係る候補者については、当該届出）又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定による公職の候補者の届出のあつた日から当該選挙の期日の前日まででなければ、することができない。

（公務員等の地位利用による選挙運動の禁止）

第三百三十六條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、その地位を利用して選挙運動をすることができない。

- 一 国若しくは地方公共団体の公務員又は行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員
- 二 略)
- 2 前項各号に掲げる者が公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対する目的をもつてする次の各号に掲げる行為又は公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）である同項各号に掲げる者が公職の候補者として推薦され、若しくは支持される目的をもつてする次の各号に掲げる行為は、同項に規定する禁止行為に該当するものとみなす。
 - 一 その地位を利用して、公職の候補者の推薦に関与し、若しくは関与することを援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 二 その地位を利用して、投票の周旋勧誘、演説会の開催その他の選挙運動の企画に関与し、その企画の実施について指示し、若しくは指導し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 三 その地位を利用して、第九十九条の五第一項に規定する後援団体を結成し、その結成の準備に関与し、同項に規定する後援団体の構成員となることを勧誘し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 四 その地位を利用して、新聞その他の刊行物を発行し、文書図画を掲示し、若しくは頒布し、若しくはこれらの行為を援助し、又は他人をしてこれらの行為をさせること。
 - 五 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）を推薦し、支持し、若しくはこれに反対することを申しいで、又は約束した者に対し、その代償として、その職務の執行に当たり、当該申しいで、又は約束した者に係る利益を供与し、又は供与することを約束すること。

(教育者の地位利用の選挙運動の禁止)

第三百三十七条 教育者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する学校及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に規定する幼保連携型認定こども園の長及び教員をいう。）は、学校の児童、生徒及び学生に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができない。

(年齢満十八年未満の者の選挙運動の禁止)

第三百三十七条の二 年齢満十八年未満の者は、選挙運動をすることができない。

2 何人も、年齢満十八年未満の者を使用して選挙運動をすることができない。ただし、選挙運動のための労務に使用する場合は、この限りでない。

(人気投票の公表の禁止)

第三百三十八条の三 何人も、選挙に関し、公職に就くべき者（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数、参議院比例代表選出議員の選挙にあつては政党その他の政治団体に係る公職に就くべき者又はその数若しくは公職に就くべき順位）を予想する人気投票の経過又は結果を公表してはならない。

(飲食物の提供の禁止)

第三百三十九条 何人も、選挙運動に関し、いかなる名義をもつてするを問わず、飲食物（湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子を除く。）を提供することができない。ただし、衆議院（比例代表選出）議員の選挙以外の選挙において、選挙運動（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が行うもの及び参議院比例代表選出議員の選挙において参議院名簿届出政党等が行うものを除く。以下この条において同じ。）に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者に対し、公職の候補者一人について、当該選挙の選挙運動の期間中、政令で定める弁当料の額の範囲内で、かつ、両者を通じて十五人分（四十五食分）（第三百三十一条第一項の規定により公職の候補者又はその推薦届出者が設置することができる選挙事務所の数が一を超える場合においては、その一を増すごとにこれに六人分（十八食分）を加えたもの）に、当該選挙につき選挙の期日の公示又は告示のあつた日からその選挙の期日の前日までの期間の日数を乗じて得た数分を超えない範囲内で、選挙事務所において食事するために提供する弁当（選挙運動に従事する者及び選挙運動のために使用する労務者が携行するために提供された弁当を含む。）については、この限りでない。

(買収及び利害誘導罪)

第二百二十一条 次の各号に掲げる行為をした者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し金銭、物品その他の財産上の利益若しくは公私の職務の供与、その供与の申込み若しくは約束をし又は供応接待、その申込み若しくは約束をしたとき。
- 二 当選を得若しくは得しめ又は得しめない目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対しその者又はその者と関係のある社寺、学校、会社、組合、市町村等に対する用水、小作、債権、寄附その他特殊の直接利害関係を利用して誘導をしたとき。
- 三 投票をし若しくはしないこと、選挙運動をし若しくはやめたこと又はその周旋勧誘をしたことの報酬とする目的をもつて選挙人又は選挙運動者に対し第一号に掲げる行為をしたとき。

四 第一号若しくは前号の供与、供応接待を受け若しくは要求し、第一号若しくは前号の申込みを承諾し又は第二号の誘導に応じ若しくはこれを促したとき。

五 第一号から第三号までに掲げる行為をさせる目的をもつて選挙運動者に対し金銭若しくは物品の交付、交付の申込み若しくは約束をし又は選挙運動者とその交付を受け、その交付を要求し若しくはその申込みを承諾したとき。

六 前各号に掲げる行為に関し周旋又は勧誘をしたとき。

2～3 (略)

(事前運動、教育者の地位利用、戸別訪問等の制限違反)

第二百三十九条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第二百二十九条、第三百七条、第三百七条の二又は第三百七条の三の規定に違反して選挙運動をした者

二～四 (略)

2 (略)

(人気投票の公表の禁止違反)

第二百四十二条の二 第三百十八条の三の規定に違反して人気投票の経過又は結果を公表した者は、二年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。ただし、新聞紙又は雑誌にあつてはその編集を実際に担当した者又はその新聞紙若しくは雑誌の経営を担当した者を、放送にあつてはその編集をした者又は放送をさせた者を罰する。

(総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止)

第二百五十一条の二 次の各号に掲げる者が第二百二十一条、第二百二十二条、第二百二十三条又は第二百二十三条の二の罪を犯し刑に処せられたとき（第四号及び第五号に掲げる者については、これらの罪を犯し禁錮以上の刑に処せられたとき）は、当該公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（以下この条において「公職の候補者等」という。）であつた者の当選は無効とし、かつ、これらの者は、第二百五十一条の五に規定する時から五年間、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域）において行われる当該公職に係る選挙において公職の候補者となり、又は公職の候補者であることができない。この場合において、当該公職の候補者等であつた者で衆議院（小選挙区選出）議員の選挙における候補者であつたものが、当該選挙と同時に行われた衆議院（比例代表選出）議員の選挙における当選人となつたときは、当該当選人の当選は、無効とする。

一～三 (略)

四 公職の候補者等の父母、配偶者、子又は兄弟姉妹で当該公職の候補者等又は第一号若しくは前号に掲げる者と意思を通じて選挙運動をしたもの

五 (略)

2～5 (略)

〈関係機関等の連絡先〉

不明な点については教育委員会や選挙管理委員会等へ問い合わせること。

問い合わせ先

○政治的教養の教育に関すること、教員の政治的中立に関すること

- ・大分県教育委員会 高校教育課 高校教育指導班 TEL：097-506-5611
- 義務教育課 義務教育指導班 TEL：097-506-5511
- 特別支援教育課 指導班 TEL：097-506-5558

○連携・協力した授業や公職選挙法等に関すること

- ・大分県選挙管理委員会 TEL：097-506-2412

○市町村の選挙に関すること

- ・大分市選挙管理委員会 TEL：097-537-5652
- ・別府市選挙管理委員会 TEL：0977-21-1564
- ・中津市選挙管理委員会 TEL：0979-22-1111
- ・日田市選挙管理委員会 TEL：0973-22-8209
- ・佐伯市選挙管理委員会 TEL：0972-22-3623
- ・臼杵市選挙管理委員会 TEL：0972-86-2726
- ・津久見市選挙管理委員会 TEL：0972-82-4111
- ・竹田市選挙管理委員会 TEL：0974-63-4814
- ・豊後高田市選挙管理委員会 TEL：0978-25-6451
- ・杵築市選挙管理委員会 TEL：0978-62-1813
- ・宇佐市選挙管理委員会 TEL：0978-32-8208
- ・豊後大野市選挙管理委員会 TEL：0974-22-1001
- ・由布市選挙管理委員会 TEL：097-582-1111
- ・国東市選挙管理委員会 TEL：0978-72-5199
- ・姫島村選挙管理委員会 TEL：0978-87-2281
- ・日出町選挙管理委員会 TEL：0977-73-3150
- ・九重町選挙管理委員会 TEL：0973-76-3825
- ・玖珠町選挙管理委員会 TEL：0973-72-1111